

○厚生労働省告示第五十七号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第六十七号)の規定に基づき、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等(平成十八年厚生労働省告示第百三号)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一の六(1)の八及び(2)の八中「ターミナルケア」の下に「並びに重症児」を加え、同(6)中「かつ、二十四時間対応体制加算を届け出た場合であつて」を削る。

第二の三(3)中「特別訪問看護指示書」の下に「又は精神科特別訪問看護指示書」を加える。